○国土交通省告示第四百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

戸坂川右支渓三、四

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市東区戸坂数甲二丁目二三三〇番一地内四等三角点戸坂数甲を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一〇二度五一分三八秒　六七一・六八三メートルの地点　一号

標柱一号から二〇度五五秒　六・七二〇メートルの地点　二号

標柱二号から二九度四九分二二秒　一六・三四六メートルの地点　三号

標柱三号から一度一分五三秒　三二・三二八メートルの地点　四号

標柱四号から五四度四七分四六秒　一一・〇五五メートルの地点　五号

標柱五号から一〇度三一秒　二四・二五五メートルの地点　六号

標柱六号から七〇度一〇分二九秒　三三・四五七メートルの地点　七号

標柱七号から七三度五〇分五〇秒　二二・六八九メートルの地点　八号

標柱八号から八〇度七分五五秒　三七・〇一二メートルの地点　九号

標柱九号から四八度四二分二三秒　二二・六五五メートルの地点　十号

標柱十号から一三三度一二秒　二・九六三メートルの地点　十一号

標柱十一号から一三七度二一分三秒　一二・七〇五メートルの地点　十二号

標柱十二号から一八八度四七分一七秒　六・八七三メートルの地点　十三号

標柱十三号から二二八度四一分一六秒　四六・〇二〇メートルの地点　十四号

標柱十四号から二五三度二二分二二秒　二〇・〇〇〇メートルの地点　十五号

標柱十五号から二二九度五五分四三秒　二五・五二三メートルの地点　十六号

標柱十六号から二四〇度四六分一秒　二二・〇〇〇メートルの地点　十七号

標柱十七号から二三二度四七分四四秒　九・七六四メートルの地点　十八号

標柱十八号から一六六度三五分三四秒　一四・〇〇八メートルの地点　十九号

標柱十九号から九三度一二分一二秒　四八・三一八メートルの地点　二十号

標柱二十号から一一度三一分五秒　一七・六〇九メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から一二五度五六分二七秒　三七・三三七メートルの地点　二十二号

標柱二十二号から一四八度二九分五〇秒　一一・五七六メートルの地点　二十三号

標柱二十三号から一五四度四五分三三秒　一〇・七〇一メートルの地点　二十四号

標柱二十四号から二〇八度一四分四八秒　六・四〇〇メートルの地点　二十五号

標柱二十五号から二八五度二七分四秒　七九・六九八メートルの地点　二十六号

標柱二十六号から二五三度三二分三六秒　一九・九九七メートルの地点　二十七号

標柱二十七号から二三四度二七分三六秒　二一・一六〇メートルの地点　二十八号

標柱二十八号から二六一度二〇秒　三・〇〇〇メートルの地点　二十九号

標柱二十九号から二四四度九分三二秒　二八・四六〇メートルの地点　三十号

標柱三十号から二一六度五二分三四秒　二二・五八二メートルの地点　三十一号

標柱三十一号から二四三度二七分四二秒　一六・二七八メートルの地点　三十二号

標柱三十二号から二六〇度三八分九秒　一一・九九七メートルの地点　三十三号

標柱三十三号から二七〇度一六分一秒　八・一五四メートルの地点　三十四号

標柱三十四号から二九九度五分　七・三六九メートルの地点　三十五号

標柱三十五号から三一二度五八分一六秒　七・六四九メートルの地点　三十六号

標柱三十六号から二九五度一五分一三秒　一二・八一九メートルの地点　三十七号

標柱三十七号から二八九度三九分二四秒　一一・九〇九メートルの地点　三十八号

標柱三十八号から二七三度九分四秒　五・〇〇三メートルの地点　三十九号

標柱三十九号から三八度三四分四七秒　八・九四二メートルの地点　四十号

標柱四十号から三〇一度四一分五七秒　四・六二三メートルの地点　四十一号

標柱四十一号から四度一八分四〇秒　一・五五六メートルの地点　四十二号

標柱四十二号から四五度三〇分一三秒　〇・六四三メートルの地点　四十三号

標柱四十三号から一二四度五分一三秒　七・二四六メートルの地点　四十四号

標柱四十四号から一一二度三三分四四秒　二五・〇五七メートルの地点　四十五号

標柱四十五号から七七度一七分二八秒　一〇・五三二メートルの地点　四十六号

標柱四十六号から一一三度一分三秒　二・七八三メートルの地点　四十七号

標柱四十七号から八六度九分四六秒　五・四五四メートルの地点　四十八号

標柱四十八号から二八度三七分三二秒　七・〇二八メートルの地点　四十九号

標柱四十九号から三一度五四分二三秒　九・六八五メートルの地点　五十号

標柱五十号から三二度一二分一八秒　八・一八七メートルの地点　五十一号

標柱五十一号から四三度二〇分一秒　七・五六三メートルの地点　五十二号

標柱五十二号から三〇度二六分二〇秒　五・三三五メートルの地点　五十三号

標柱五十三号から四度七分一九秒　三・〇三三メートルの地点　五十四号

標柱五十四号から二三度二分五四秒　八・三一九メートルの地点　五十五号

標柱五十五号から三二六度五分三秒　八・八七一メートルの地点　五十六号

標柱五十六号から三一六度二一分六秒　六・六八五メートルの地点　五十七号

標柱五十七号から一五分七秒　二六・八三七メートルの地点　五十八号

○国土交通省告示第四百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

迫川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十年国土交通省告示第九百六十二号で指定した土地の区域及び平成二十二年国土交通省告示第七百五十号で指定した土地の区域を除く。）

宮城県栗原市花山字本沢岳山国有林

五六林班　た小班　一号から四十三号まで

四一林班　と小班　四十四号

三八林班　る小班　四十五号及び四十六号

は小班　四十七号から八十八号まで

○国土交通省告示第四百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　荒襲川

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市吉之元町霧島国有林

二五三林班　く小班地先河川敷　一号及び二号

ま一小班　三号

や小班　四号から六号まで

や一小班　七号

や二小班　八号

イ小班　二十一号

の四小班　二十二号及び二十三号

二三六林班　イ小班　九号から十五号まで

二三三林班　ぬ小班　十六号から二十号まで